別表一（三）　各事業年度の所得に係る申告書－特定の医療法人の分

税務署受付印	平成　年　月　日 税務署長殿	事業種目		※税務署処理欄	
納税地	電話（　）　－	旧納税地及び旧法人名等			
（ふりがな） 法人名					
法人番号		添付書類	貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書		
（ふりがな） 代表者 記名押印					
代表者住所					

平成　年　月　日
平成　年　月　日　事業年度分の　申告書　（中間申告の場合の計算期間　平成　年　月　日）

所得金額又は欠損金額（別表四「49の①」）		1	円	この申告による還付金額	所得税額等の還付金額（41）	15	円
法人税額（33）		2			中間納付額（13）－（12）	16	
法人税額の特別控除額（別表六(六)「19」＋別表六(七)「18」＋別表六(八)「10」＋別表六(九)「12」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「17」＋別表六(十三)「22」＋別表六(十四)「24」＋別表六(十五)「25」＋別表六(十六)「25」＋別表六(十七)「18」＋別表六(十八)「18」＋別表六(十九)「49」＋別表六(二十)「10」＋別表六(二十一)「22」＋別表六(二十二)「23」＋別表六(二十三)「40」＋別表六(二十四)「21」＋別表六(二十五)「22」＋別表六(二十六)「28」＋別表六(二十七)「12」）		3			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	17	外
					計（15）＋（16）＋（17）	18	外
差引法人税額（2）－（3）		4		この申告が修正申告である場合	この申告前の	所得金額又は欠損金額	19	
リース特別控除取戻税額（別表六(三十)「31」）		5				課税土地譲渡利益金額	20	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額（別表三(二)「24」＋別表三(二の二)「25」＋別表三(三)「20」）	6				法人税額	21	
	同上に対する税額（34）＋（35）＋（36）	7				還付金額	22	外
法人税額計（4）＋（5）＋（7）		8			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額（（14）－（21））若しくは（（14）＋（22））又は（（22）－（18））		23	外
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（別表十七(三の十二)「3」）		9			欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「4の計」＋（別表七(二)「21」又は別表七(三)「10」））		24	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		10			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金（別表七(一)「5の合計」）		25	
控除税額（((8)－(9)－(10))と(39)のうち少ない金額）		11		この申告が修正申告である場合	修正申告前のこの申告であの申告前の場合	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	26	
差引所得に対する法人税額（8）－（9）－（10）－（11）		12				翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	27	
中間申告分の法人税額		13						
差引この申告により納付すべき法人税額（中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(16)へ記入）（12）－（13）		14						

法人税額の計算	(1)の金額又は800万円×12/12相当額のうち少ない金額	28	円		(28)の15％相当額	31	円
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額（(1)－(28)）	29			(29)の19％相当額	32	
	所得金額(1)（(28)＋(29)）	30			法人税額（(31)＋(32)）	33	

土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額（別表三(二)「27」）	34	円	土地譲渡税額の内訳	土地譲渡税額（別表三(三)「23」）	36	円
	同上（別表三(二の二)「28」）	35					

控除税額の計算	所得税の額（別表六(一)「6の③」）	37	円	決算確定の日	平成　年　月　日
	外国税額（別表六(二)「20」）	38			
	計（37）＋（38）	39		還付を受けようとする銀行又は郵便局名	
	控除した金額（11）	40			
	控除しきれなかった金額（39）－（40）	41			

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）

別表一㈠の記載要領第四号㈡中「「控除税額（((8)－(9))と(43)のうち少ない金額）(10)」及び「差引この申告により納付すべき法人税額(8)－(9)－(10)－(11)　(12)」」に改め、同第六号中「「欠損金の繰戻しによる還付請求税額(13)」及び「還付金額(18)」を「「控除税額（((8)－(9)－(10))と(44)のうち少ない金額）(11)」及び「差引この申告により納付すべき法人税額(8)－(9)－(10)－(11)　(12)」」に改め、別表一㈢の表を次のように改める。